

コロナ特措法緊急事態措置発令下における

保育受入要件及び休園証明書

コロナ特措法に基づく緊急事態措置発令下における保育の提供については、下記のとおり利用条件を満たした申込みに限り【臨時編成Ⅲ】として提供し、該当しない又は対応できない場合は原則休園となることを証明します。

(大阪府教育庁通達1093号/大阪市こ青局4月7日付通達 に基づく保育提供)

【臨時編成Ⅲ】

期 間： 令和2年4月8日 ～ 令和2年5月6日

※祝祭日、日曜日、土曜日はすべて完全休園

時 間： 10:00 ～ 17:00 最大7時間保育

対 象： 2号3号認定（保育要件）及び1号認定（教育利用）で
利用要件を満たす保護者様

利用要件： 保護者の就労（職場への出勤等）または、
福祉的配慮（疾病・障がい・出産・親族介護・その他配慮を要する家庭等）
に該当し、やむを得ず保育を必要とする保護者

そ の 他： バスありません。給食ありません。 >>> お弁当持参

注意事項： 1人でも関係者に感染が確認された場合は、即日休園措置となります。
大阪市など、行政からの要請・指示により変更や休園になる場合があります。

(同意事項)

- ① 利用申込書 兼 理由/同意書の提出
- ② 登園前の園児体温測定と提出
- ③ 体調不良時は受入不可、自宅待機
- ④ 登園後の体調不良時、30分以内のお迎え
- ⑤ 登降園時は接触をさげ、すみやかに退出
- ⑥ 必要な情報の共有
- ⑦ 自己責任での利用
- ⑧ その他、利用契約同意事項に準じる

在園児氏名： 〇〇〇組 〇〇 〇〇

令和 2年 4月 日

運営法人 学校法人 東平野幼稚園

施設名称 幼稚園型認定こども園
東平野幼稚園

施設住所 大阪市平野区平野東1丁目7番41号
06-6791-2620

施設長 園長 〇〇 〇〇

印